

平成28年度

県民ふるさと大賞



県では、置県130年を記念して、平成25年3月に置県の日である5月9日を「県民ふるさとの日」と条例で定め、県民や県出身者の皆さんが、ふるさとに思いを馳せるとともに、希望と誇りを持てる「ふるさと富山県」を築き上げることを期する日としたところです。

この「県民ふるさとの日」の設置を契機として、平成26年度から「県民ふるさと大賞」を設け、ふるさと教育の振興に関する取り組みはもとより、県民がふるさとへの誇りと愛着を育むことのできる取り組みを幅広く顕彰いたします。



富山県 富山県教育委員会

平成28年度「県民ふるさと大賞」募集要項

●趣旨

県民の皆さんが、ふるさとの魅力を再認識し、ふるさとへの誇りと愛着を育むような「ふるさとづくり」に多大な貢献をしている教育機関、各種団体、企業又は個人を表彰します。

●主催者

富山県 富山県教育委員会

●募集対象

次のいずれかの活動を行っている教育機関、各種団体、企業又は個人

- (1) 学校、地域において、郷土の自然、歴史、文化などを学び、親しむ活動
- (2) ふるさとの魅力や資源等を発掘・活用する活動
- (3) ふるさと教育の指導者・ボランティアを養成・活用する活動
- (4) 魅力ある地域づくり、住み良さ等の向上に貢献する活動

【募集対象の例】小学校・中学校・高等学校・大学等の教育機関、公民館・婦人会等の社会教育団体、文化財保護団体、生涯学習団体、商工団体・企業、農林水産関係団体、福祉関係団体、観光・地域振興関係団体、NPO法人、ボランティア団体、その他各種団体又は個人

●応募方法・募集期間

募集期間：平成27年11月25日(水)～平成27年12月25日(金)【消印有効】

- 自薦、他薦を問いません。
- 別添の推薦用紙(応募用紙)に必要事項を記入し、団体等の概要や活動状況がわかる資料等を添付の上、下記の応募先に提出してください。(推薦用紙(応募用紙)は県のホームページからもダウンロードできます。)
- 応募書類等は原則として返却いたしません。

※小中学校、高等学校及び特別支援学校は、募集期間、応募先が異なります。詳細は、別途学校宛に送付の案内文をご覧ください。

●選定

以下の基準により、5件を目途に表彰団体を選定します。

概ね5年以上活動を継続しており、次の要件を複数満たしていること

- (1) 他団体等への取組みを促すなど活動に広がりや発展性がある
- (2) 市町村域や県内全体を対象とするなど活動が広範囲にわたっている
- (3) 先進的な取組みとして他の見本となるべきものである
- (4) 県、市町村の委託事業等の有無に関わらず、独自の工夫による優れた取組みである

なお、活動期間が5年未満であっても、特に顕著な功績が認められる場合は、選考対象といたします。

●表彰

表彰式は「県民ふるさとの日記念式典」(5月上旬予定)において実施し、県知事より表彰状並びに記念品を贈呈します。

●応募先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県知事政策局内 「県民ふるさと大賞」係

TEL 076-444-4493 FAX 076-444-3473

HP http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1002/index.html

県民ふるさと大賞



平成27年度「県民ふるさと大賞」 表彰団体の功績概要

(五十音順・敬称略)



アコイコ acoico (東京都)

富山を愛する首都圏在住の若者たちのネットワークとして、有志によるボランティアで運営され、交流会やふるさとツアー、メールマガジン配信など様々な活動を通して、県出身者等がふるさとの魅力を再認識し、それを首都圏に向けて発信することに大きく貢献している。



うおづ しむら きこうみんかん 魚津市村木公民館 (魚津市)

せりこみ蝶六保存会と協力して、年間を通じた子供たちへの踊りの指導や、地元の神社へ三世代が協力して作成した高さ5mの御幣を奉納するなど、伝統芸能や伝統文化の継承に尽力している。また、住民とともに「郷土かるた」を作成するなど郷土に関する歴史や自然の紹介にも寄与している。



ほうじん かい NPO法人ゆうきの会おやべ (小矢部市)

障害者の自立支援のため、地域住民と一体となって、野菜づくりや料理教室、花壇づくりなどに取り組んでいるほか、絵画教室やカレー祭り等の地域交流会を開催するなど、障害者が安心して地域で暮らしていける環境づくりに大きく貢献している。



お や べ し りつ おおたにしょうがっこう 小矢部市立大谷小学校 (小矢部市)

郷土の先人であり校名の由来でもある故大谷竹次郎氏と兄の米太郎氏について、道徳の時間に学習するなど、愛郷心の育成に努めている。また、間伐材を用いた箸づくりなど身近な環境問題についての学習のほか、地域の方々を招いての感謝集会などの地域との交流も活発に行っている。



かな や まち きょうぎかい 金屋町まちづくり協議会 (高岡市)

「さまのこフェスタ」などの開催を通じて、金屋のシンボルである「さまのこ(千本格子)」の保存・継承など、地域の魅力向上と発信に努めている。また、鋳物体験教室への協力や郷土の歴史を学ぶ金屋学の開催などの取り組みにより、住民の郷土愛の深化にも寄与している。



と や ま け ん き ょ う ど し かい 富山県郷土史会 (富山市)

郷土史の調査・研究、ふるさとの歴史と文学入門講座の開催のほか、歴史的価値の高い史跡等を訪れる「史跡めぐり」を行うなど郷土の歴史・文化を学ぶ絶好の機会を提供している。また、会誌「郷土の文化」は、郷土研究文献目録や分かりやすい略年表などがあり、県内外の研究者から高い評価を得ている。



みんなで「富山県の誕生日」をお祝いしましょう！

富山県では明治16年（1883年）5月9日に現在の富山県が設置されてから130年の節目を迎えたことを契機として、平成25年に、置県の日である5月9日を「県民ふるさとの日」と決めました。

「県民ふるさとの日」は、この日を契機に、県民自身が、ふるさとの歴史、自然、風土、それらの中で培われた文化、産業等について理解を深め、魅力を再認識し、ふるさとへの誇りと愛着を育むことを目的として設けたものです。希望と誇りを持てる「ふるさと富山県」づくりに向けて、県民や県出身者の皆さんに、あらためて「ふるさと富山県」に思いを馳せる日にしていただきたいと考えています。

このため、県では、5月9日を中心として、毎年「県民ふるさとの日」の趣旨にふさわしい記念事業を行います。また、5月9日には美術館や博物館などの県の施設を無料開放することとしています。皆さんも、記念事業に参加したり、こういった施設を訪問したりすることを通じて、「ふるさと富山県」を見つめ直してみませんか。

県民ふるさとの日を定める条例

（趣旨）

第1条 県民が、ふるさとの歴史、自然及び風土並びにそれらの中で培われた文化、産業等についての魅力を知り、理解を深め、ふるさとへの愛着を育むとともに、自治の意識を高め、希望と誇りを持つことができる富山県を築き上げることを期する日として、県民ふるさとの日を設ける。

（県民ふるさとの日）

第2条 県民ふるさとの日は、5月9日とする。

（県の事業等）

第3条 県は、県民ふるさとの日を中心として、県民ふるさとの日の趣旨にふさわしい記念行事その他の事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に対し、県民ふるさとの日の趣旨にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。

（使用料等の免除）

第4条 県民ふるさとの日には、県の公の施設の使用料及び利用に係る料金（以下「使用料等」という。）で知事が別に定めるものについては、当該使用料等に係る他の条例の規定にかかわらず、これを免除する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。